

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2019年4月23日

【会社名】 夢の街創造委員会株式会社

【英訳名】 YUME NO MACHI SOUZOU IINKAI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中村 利江

【本店の所在の場所】 大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

【電話番号】 03-4500-9380

【事務連絡者氏名】 取締役 ビジネスサポート本部長 宮下 淳

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権証券  
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 17,600,000円  
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して  
払い込むべき金額の合計額を合算した金額 3,605,800,000円  
(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、  
全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定  
して算出された金額であり、行使価額が修正または調整さ  
れた場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金  
額の合計額は増加または減少する可能性があります。ま  
た、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及  
び当社が本新株予約権を取得し、または買い取って消却し  
た場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額  
の合計額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年4月19日に提出した有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所  
 同注記7.本新株予約権行使の効力発生時期等 (3)

2【新規発行による手取金の使途】

(2)【手取金の使途】

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

(訂正前)

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 夢の街創造委員会株式会社 <u>ビジネスサポート本部</u> 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 難波支店
------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイ・アールジャパン <u>証券代行業務部</u> 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 難波支店
------------------------------	---

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

同注記7.本新株予約権行使の効力発生時期等 (3)

(訂正前)

7 本新株予約権行使の効力発生時期等

(3) 本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第3回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生します。

(訂正後)

7 本新株予約権行使の効力発生時期等

(3) 本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄

第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生します。

第1【募集要項】

2【新規発行による手取金の使途】

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

(2)【手取金の使途】

本新株予約権発行による上記差引手取概算額3,585百万円円につきましては、当社メイン事業である「出前館」関連のシステム開発費用およびM & A 及び資本・業務提携に関わる将来の待機資金に充当する予定であり、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

(後略)

(訂正後)

(2)【手取金の使途】

本新株予約権発行による上記差引手取概算額3,585,900,000円につきましては、当社メイン事業である「出前館」関連のシステム開発費用およびM & A 及び資本・業務提携に関わる将来の待機資金に充当する予定であり、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

(後略)